

2. 景観形成基準

大規模な行為に対して、行為の内容ごとに、良好な景観の形成に向けた景観形成基準を以下のように定めます。なお、市域全域を対象とする景観計画区域は黄色の網掛け部の基準のみを適用し、第2章第5項で「景観体験軸」として設定した道路・鉄道から幅50mにかかる範囲での行為は全ての基準を適用します。

ただし、市民生活に不可欠な公共性の高い施設（学校や病院など）において市長がやむを得ないと認める場合、又はその他の施設において良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと市長が認める場合は、郡上市景観審議会の意見を聞いた上で適用除外とします。

① 建築物の建築等

基準	
高さ	周辺景観に威圧感、圧迫感を与えない高さとし、周辺の町並みのスカイラインとの協調に努める。
	全域における高さの最高限度の基準を15m（5階建て程度）とする。
配置形態	地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。
	現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。
	主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）
	商業施設や業務施設の倉庫やバックヤードは、道路から内部が直接見えないような配置とする。
材質	汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。
	外壁材・舗装材・外構などは、自然素材（石、木材など）を積極的に活用する。
	光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用することは避ける。
意匠	周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。
	周辺の建物と統一感を持たせ、連続性のある町並み形成に努める。（屋根形状や軒の出、高さ等）
	歴史的町並みを有し、周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成されている地域においては、周辺の建築様式を継承した意匠に努める。
	大規模建築物にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努める。
色彩	大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華やかな装飾を施さないようにする。
	使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くなるよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。
附帯施設	外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。
	外壁に附帯する配管設備などは、道路・鉄道からできるだけ見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面との同一の色調とするなど、建築物全体との調和を図る。
	高架水槽や冷却塔設備などを屋上に設置する場合は、道路・鉄道からできるだけ見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により隠す。
外構	屋外階段は、建築物等と一体的なデザインとするか、道路・鉄道から見えない位置に設置する。
	地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。
	樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。
	道路境界部分を歩道と一体的に利用するなど、修景のためのスペースをとることにより、建築物の前面にゆとりと潤いのある空間を確保するよう努める。
	道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。
駐車場やごみ置き場等は、植栽などの工夫により、内部が道路側から目立たないように努める。	
景観体験軸沿いのエリアにおいては、建築物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の20%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）	

②工作物の建設等

基準	
配置形態	地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。
	現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。
	主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）
	敷地境界線からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。
擁壁については高さを極力抑え、原則5m以下とする。	
材質	汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。
意匠	周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。
	工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。
色彩	大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華やかな装飾を施さないようにする。
	使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くなるよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。
外構	外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。
	地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。
	樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。
外構	道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。
	景観体験軸沿いのエリアにおいては、工作物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の10%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）

③開発行為

基準	
地形形状	造成は必要最小限のものとし、既存の地形・樹木などの自然条件を活かすことで、景観上の違和感を生じさせないようにする。
法面・擁壁等	現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	擁壁については高さを極力抑え、原則5m以下とする。
緑化	法面は緑化等により周辺の景観及び町並みとの調和に努める。
	大規模な木竹の伐採は可能な限り避ける。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。また、表土の保全を図る。
	開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。
	道路等の公共空間との境界部分については緑化に努める。
緑化	区域内にある既存樹木の保全面積及び緑化面積の合計は、原則として開発区域面積の15%以上とする。

④土石の採取等における土地の形質の変更

基 準
変更は必要最小限のものとし、既存の地形及び景観を著しく変更しないよう努める。
景観体験軸として設定した道路・鉄道から容易に望見できないよう採取、掘採位置及び方法を工夫する。
生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじませるよう努める。
採取後は、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努める。

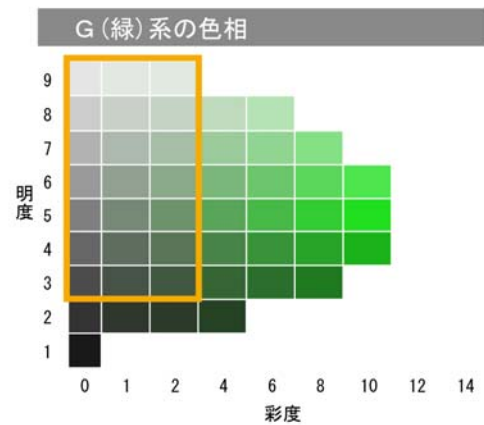
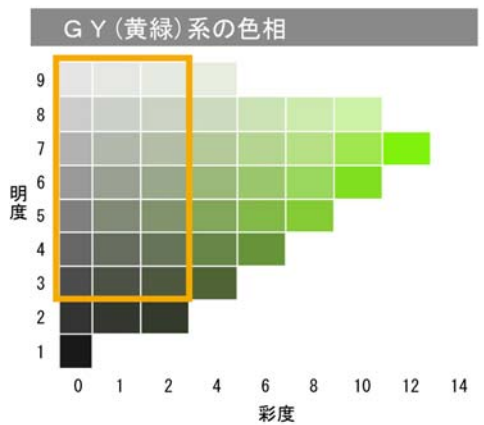
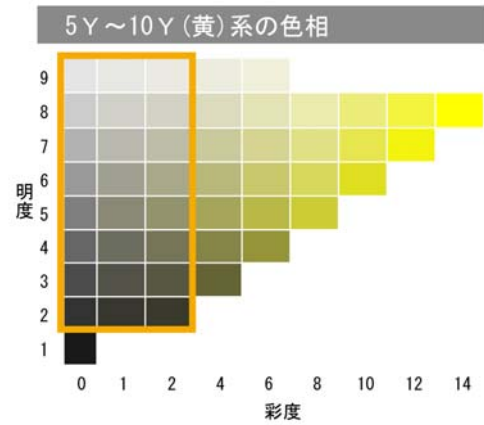
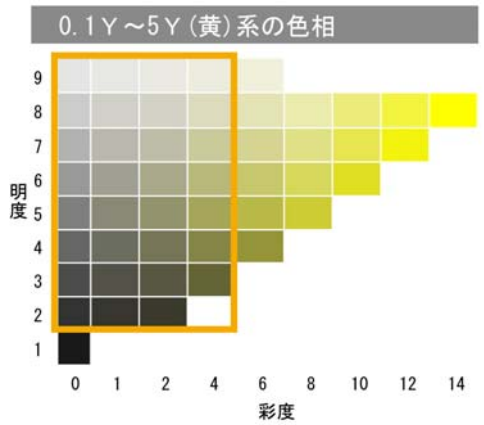
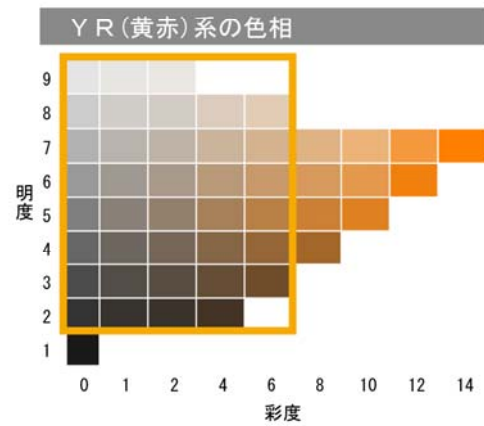
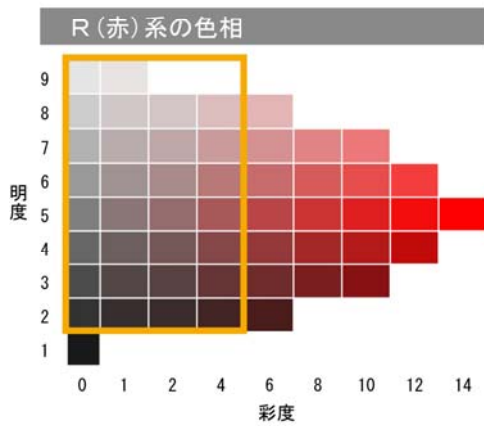
⑤屋外における土砂・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

基 準
景観体験軸として設定した道路・鉄道から望見できる範囲においては、長期に渡り土石、廃棄物、再生資源などの堆積は行なわない。
堆積を行う場合は、景観体験軸として設定した道路・鉄道から堆積物が見えないよう配置を工夫する。それが困難な場合は、植栽や塀を設ける、積み上げ高さを低く抑える等の配慮を行う。

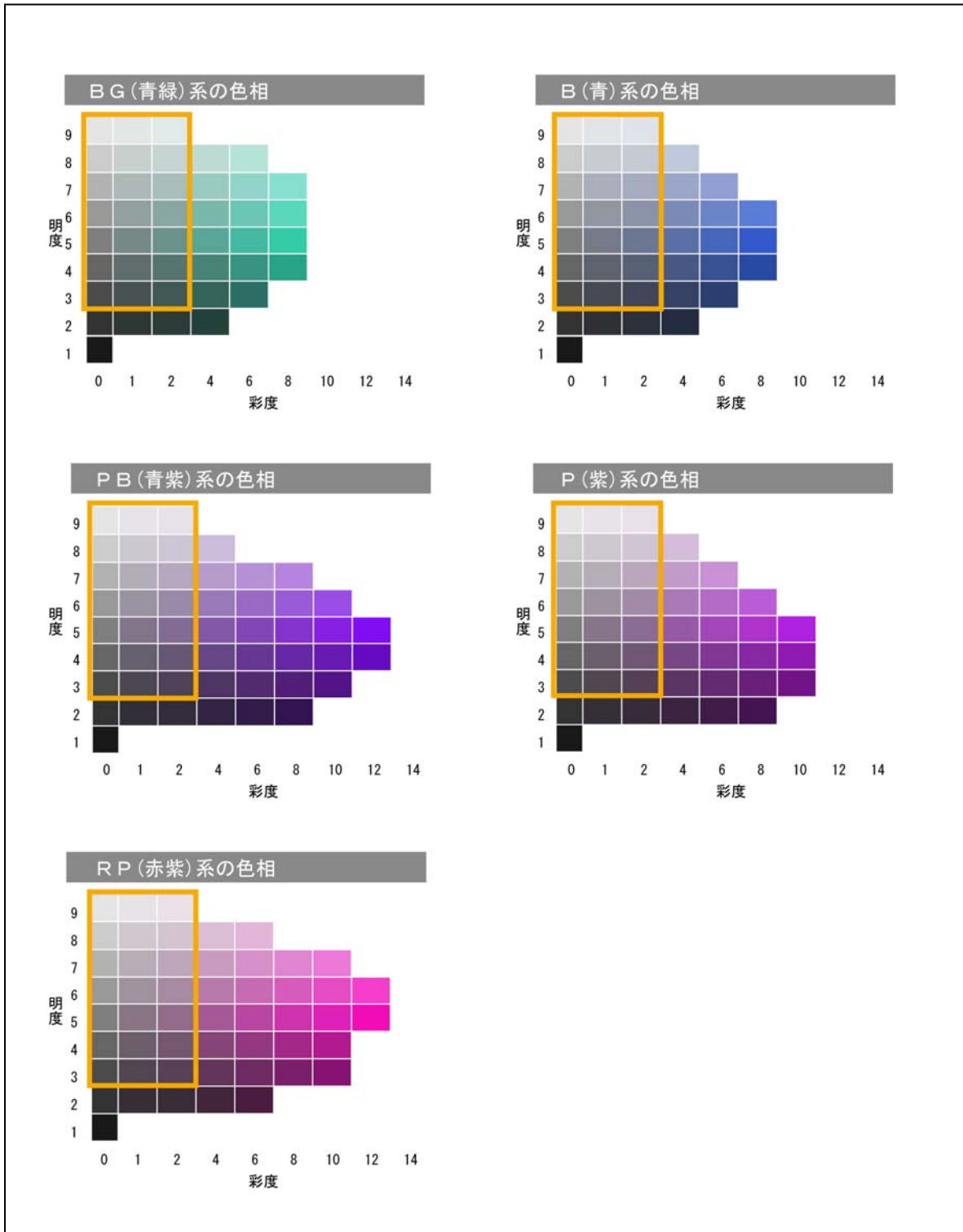
■建築物・工作物の色彩の基準①

色相	明度	彩度
R	2以上	4以下
Y R	2以上	6以下
0.1 Y ~ 5 Y	2以上	4以下
5 Y ~ 10 Y	2以上	2以下
G Y ~ R P	3以上	2以下
N (無彩色)	2以上	—

マンセル色層環



■建築物・工作物の色彩の基準②



※マンセル表色系：どのような色（色相）が、どれくらいの明るさ（明度）で、かつ、どれくらいの鮮やかさ（彩度）で使用されているかを表現する数値

3. 手続きフロー

